

中国ビジネス・ローの最新実務 Q & A

第18回

対中輸出と中国における販売活動(その3)

－駐在員事務所による日本製品の販売統括－

黒田法律事務所 黒田 健二、黒須 克佳

Kenji Kuroda, Katsuyoshi Kurosu / Kuroda Law Offices

前回に引き続き今回も、外国企業が現行の規制下で、中国における自社製品の販売活動をどのように合法的にコントロールするかという問題について取り上げることとする。

前回までは、外国企業が自ら出資して設立した合弁会社に当該外国企業の自社製品の販売業務を行わせることの可否、及び外国企業が縁故者を通じて中国において会社を設立し、または自社の合弁会社から再投資して新たに会社を設立して、その会社に外国企業の自社製品の販売活動をコントロールさせることの可否、問題点について取り上げた。

今回は、外国企業が中国に駐在員事務所を設置して、自社製品の販売活動をコントロールすることの可否、問題点を中心に取り上げることとする。

Q1 日本企業A社は、自社製品aを中国に輸出し、卸売業者、小売業者へ販売する方針です。他方、国内販売業務を統括するために日本企業A社の駐在員事務所を設置し、実際の営業活動、販売促進活動は、駐在員事務所に派遣した日本企業A社の従業員に行わせようとしています。

このようなスキームは実行可能でしょうか。

A1 駐在員事務所は、独立した法人ではないので、自らの名義で取引に関する契約を締結することはできませんが、貿易会社から卸売業者、小売業者までの取引に関する一定の範囲内の営業活動や販売促進活動を行うことは可能です。

実務上、外国企業の駐在員事務所の外国人駐在員や現地職員が卸売業者、小売業者だけでなく、エンドユーザーも含めた自社の顧客を獲得し、当該外国企業の名義で中国の貿易会社と輸出入契約を締結するケースも少なくありません。

1. 1995年2月13日に対外貿易経済合作部により公布され同日より施行された「外国企業の在中國常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則」第4条は、「外国企業の常駐代表機

構は、中国国内において、直接営業に関わらない活動に従事し、その企業を代表してその営業範囲内の業務連絡、製品の紹介、市場調査、技術交流などの業務を行うことができる」と規定している。

すなわち、外国企業が中国(たとえば北京、上海)において駐在員事務所を設置した場合、駐在員事務所は、自らの名義で取引に関する契約を締結することはできないが、当該外国企業の製品を中国に輸出するための業務連絡、顧客に対して行う製品に関する説明、カタログ等の配布、市場調査、関連情報の収集及び分析などの販売促進活動やその他の一定の範囲内の営業活動を行うことは可能である。

2. 駐在員事務所を設置する場合、当該事務所を維持するための各種費用(事務所設置の登記、オフィスの賃貸、駐在員の派遣、現地職員の雇用などにかかる費用)を当該外国企業が直接負担することになる。しかし、駐在員事務所は企業所得税を支払う必要がなく、また当該外国企業が100%コントロールすることが可能であり、しかも駐在員を自由に派遣することができるというメリットがある。

なお、1988年11月22日に中国の工商行政管理局、財政部、物価局により公布された「企業法人登記料徴収基準及びその使用範囲に関する規定」によると、駐在員事務所の設立の登記の際に必要な登記料は600人民元である。また、期間延長の際には、300人民元を納める必要がある。

3. このように外国企業は、駐在員事務所を設置することにより、駐在員を使って自社製品の販売促進活動、その他の一定の範囲内の営業活動を展開することが可能となる。したがって、外国企業が中国市場において自社製品の販売を展開するために自社の駐在員事務所を設置することは非常に重要なことである。

駐在員事務所を設置して販売活動を行うことのデメリットは、当該外国企業が販売会社のための販売活動を行うことにより、当該外国企業が中国でのビジネスリスクを直接的に負う点が挙げられる。

- Q2 日本企業A社が中国で駐在員事務所を設置するよりも、独資サービス会社(日本企業A社の100%子会社)を設立したほうがよいとのアドバイスのある人から受けました。この案は主な経営範囲をブランド管理及びコンサルタント業務とする独資サービス会社を設立し、この独資サービス会社が中国で販売業務に従事する国内販売会社D社から契約の取次業務及び販売促進業務を受託するというものです。(図1参照)

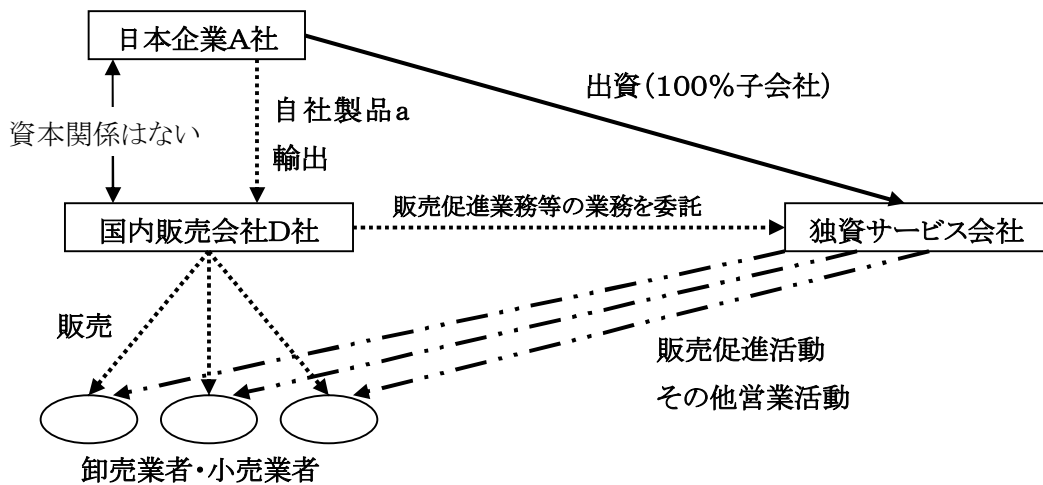
国内販売会社D社から日本企業A社に送金するよりも、国内販売会社D社から中国国内の独資企業へ送金するほうが実務的煩雑さが少ないので、駐在員事務所ではなく独資サービス会社を設立したほうがよいというのがこの案の理由であるとのことです。

このように駐在員事務所より独資サービス会社を設立したほうが日本企業A社にとってメリットがあるのでしょうか。

A2 この案は、独資サービス会社の業務について、国内販売会社D社の契約の取次業務や販売促進活動などを行い、国内販売会社D社より手数料を受領することを想定しているようです。しかし、中国の法律は、外国企業が中国の販売市場に参入することを厳しく規制しており、外商投資産業目録によれば、外商独資企業が販売代理業や広告代理業などの中国国内の商取引業を行うことは禁止されていますので、ご質問の独資サービス会社の設立は許可されないものと思われます。

また、送金については、独資サービス会社は、人民元でしか国内販売会社D社から手数料を受領できないので、独資サービス会社が販売会社D社から受領した金員を配当やロイヤリティなどの名目で日本に送金する段階で、やはり煩雑な手続を避けることはできません。したがって、ご質問の独資サービス会社の設立が認められたとしても、駐在員事務所の場合と比べてメリットがあるとは思えません。

(図2)



1. 1997年12月29日に公布された「外商投資産業目録」によれば、独資企業は、販売代理業や広告代理業などの中国国内の商取引業を行うことは許されないものとされている。

上記のQ&Aの案は、主な経営範囲をブランド管理及びコンサルタント業務とする独資サービス会社を設立し、この独資サービス会社は他社の製品について国内販売会社D社から販売の委託を受け、実際には、他社の製品に関する契約の取次業務及び販売促進業務を行うというものである。つまり、この独資サービス会社が行う業務は、外商投資産業目録によれば、外商独資企業が行うことが禁止されている販売代理業や広告代理業が中心である。したがって、このような独資サービス会社の設立は許可されないものと思われる。

2. また、独資サービス会社を設立するねらいは、送金における煩雑な手続を避けるためとされている。しかし、独資サービス会社は中国法人であるため、国内販売会社D社から独資サービス会社が受領する手数料は、人民元でなければならない。そのため、独資サービス会社が販売会社D社から受領した金員を配当やロイヤリティなどの名目で日本に送金する段階で、やはり煩雑な手続を避けることができない。したがって、送金の際の煩雑な手続きの回避という上記のQ&Aの所期の目的は、実現することができない。

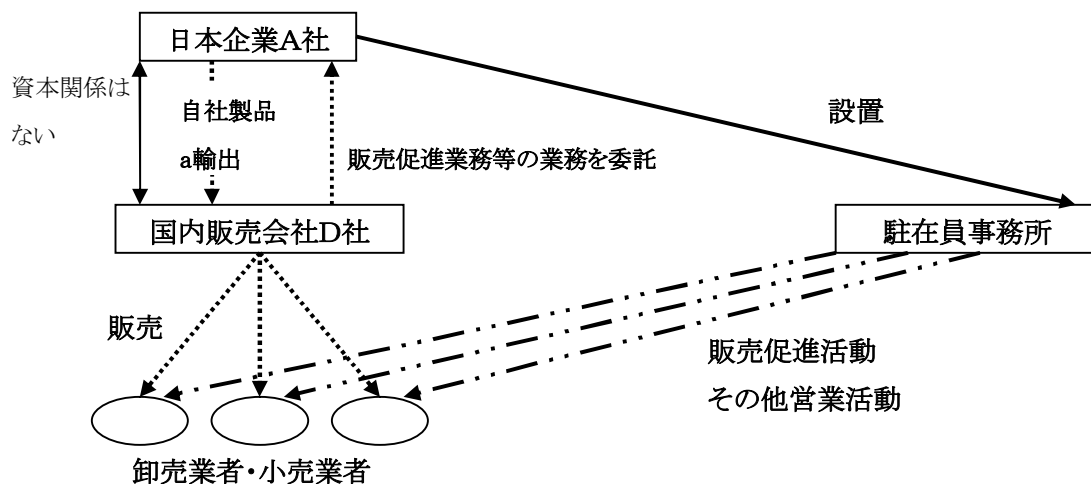
これに対し、駐在員事務所の場合、日本企業A社は販売会社から直接、外貨で手数料を受領できるので、人民元を保有する必要がなく為替リスクはない。したがって、駐在員事務所を通じて日本企業A社が直接、販売活動を受託したほうが有利である。

Q3 検討の結果、日本企業A社は、国内販売業務の営業許可を有する国内販売会社D社（日本企業A社とは資本関係にない）に、日本企業A社の自社製品aの販売を行わせるものとする一方で、国内販売会社D社から販売促進業務、その他の営業について業務委託を受け、実際の業務は、別途設置する駐在員事務所の駐在員を通じてコントロールしようと考えています。（図2参照）

このようなスキームは実行可能でしょうか。

A3 日本企業A社が国内販売会社D社から受託する業務が経営管理契約（経営請負契約）の実質を有するような場合は、問題があります。これに対し販売促進活動や契約締結のための連絡業務、商談などの業務を受託することは可能です。

(図2)



外国企業は一方で国内販売会社を自社製品に関するディストリビューターに指定しつつ、他方で国内販売会社から販売促進活動やその他の営業活動について、業務の委託を受け、実際の販促業務やその他の営業を駐在員事務所の駐在員に行わせることが可能である。

1985年5月5日に中国の財政部より公布された「外国企業の常駐代表機構に対する工商統一税・企業所得税徴収の暫定規定」は、外国企業の常駐代表機構(駐在員事務所の意、以下同じ)が中国国内において、ほかの企業のために代理業務を行い、ほかの企業との経済貿易取引のために連絡、商談、仲介を行うことで受領する口銭、リポート、手数料は、当該常駐代表機構の収入であって、徴税されるべきであると規定している。そのため、外国企業は、国内販売会社から販売促進活動やそのため営業活動について業務の委託を受け、駐在員事務所の駐在員が業務委託契約にしたがって、実際に業務を行ったことにより、口銭、リポート、手数料を受領することもできると考えられている。

上記のQ&Aの日本企業A社が国内販売会社D社との間で製品を中国の卸売業者、小売業者に販売するための業務連絡、製品に関する説明、カタログ等の配布、市場調査、関連情報の収集及び分析などの販売促進活動やその他の営業活動等に関する業務委託契約を締結し、具体的な販売代行業務を日本企業A社の駐在員事務所が行うというスキームであれば合法である。

Q4 日本企業A社が受領する手数料について、中国で課税されますか。

A4 課税されます。

1985年5月15日に財政部より公布された「外国企業常駐代表機構の工商統一税・企業所得税の徴収に関する暫定規定」によれば、常駐代表機構に次に掲げる収入がある場合は課税される。

- (1) 本社が中国国外において引き受けたほかの企業からの代理業務のため、常駐代表機構が中国国内において連絡・商談または契約の仲介を行って得た口銭、リポートまたは手数料
- (2) 常駐代表機構が、顧客(本社の顧客を含む)のために、中国国内において、市場調査、連絡事務、市況資料の収集、またはコンサルティングを行うことについて、顧客が定期的に支払う定額報酬、または業務の量に応じて支払う報酬
- (3) 常駐代表機構が、中国国内においてほかの企業のために代理業務を行い、またはほかの企業との経済貿易取引の連絡・商談もしくは仲介を行って得た口銭、リポートまたは手数料

上記の日本企業A社が受領する手数料についても、課税されるものと思われる。

Q5 駐在員事務所を設置するには、当局の許可や登記手続が必要となりますか。

A5 外国企業が駐在員事務所を設立する場合は、審査許可機関の許可を得て、かつ登記機関において登記手続を行わなければなりません。

1995年2月13日に中国の対外貿易経済合作部により公布され、同日より施行された「外国企業の在中國常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則」(以下、「常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則」という)第3条は、「外国企業は、中国国内における常駐代表機構の設立を申請する場合は、中国の対外経済貿易合作部、またはその授権する各省、自治区、直轄市及び計画単列市の対外経済貿易委員会(庁)(以下、「審査許可機関」という)の許可を経て、かつ、中国の国家工商行政管理局、またはその授権する各省、自治区、直轄市及び計画単列市の工商行政管理局(以下、「登記機関」という)において登記手続を行わなければならない」と規定している。駐在員事務所を設立する場合は、審査許可機関の許可を経て、かつ登記機関において登記手続を行わなければならない。

外国企業は、主管部門の許可を経た対外貿易権を有する会社、または審査許可機関の認可を経た対外貿易組織及び外事服務単位に引受単位となるよう委託しなければならず、当該引受単位が外国企業を代理して審査許可機関に対して各種の資料を提出し申請手続を行う(常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則第10条)。引受単位が中国の各部及び委員会に所属するか、または各省、自治区、直轄市に所属するかによって、対外貿易経済合作部に審査許可を申請するか、または各省、自治区、直轄市の対外経済貿易委員会(庁)に申請するかが決まる(常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則第11条)。

外国企業は、常駐代表機構の設立を申請する場合は、審査許可機関に対して次の各号に掲げる資料を提出しなければならない(常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則第12条)。

- (1) 当該企業の代表取締役が署名した申請書
これには、当該企業の概況、常駐代表機構設立の目的、常駐代表機構の名称、派遣する駐在員(首席代表、代表)、業務の範囲、駐在機関及び事務所所在地が含まれる。
- (2) 当該企業所在国の関係当局が発行した開業の適法性を証明する書面(副本)
- (3) 当該企業が取引を有する銀行が発行した資本信用証明書(正本)
- (4) 当該企業の代表取締役が署名した常駐代表機構の首席代表及び代表に委任する授權書、ならびに首席代表及び代表の略歴、身分証明(写し)
- (5) 「外国企業常駐代表機構設立申請表」及び「外国企業常駐代表機構人員申請表」
- (6) 審査許可機関が必要と判断するその他の申請資料

外国企業は、常駐代表機構設立の申請が許可されてのち、常駐代表機構の首席代表が審査許可機関から許可証書を受領し、かつ、許可の日から30日以内に、許可証書を持参して登記機関

において登記手続を行う(常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則第14条)。省、自治区及び直轄市の対外経済貿易委員会(庁)が許可した外国企業の常駐代表機構または常駐代表は、各省、自治区及び直轄市工商行政管理局においてそれぞれ登記手続を行う。

登記手続をしたあとに、常駐代表機構の首席代表が30日以内に許可証書及び代表証を持参して公安機関、税務機関、税関及び銀行等の部門において関係手続を行わなければならない(常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則第15条)。

常駐代表機構の許可機関は最長3年であり、外国企業は、期間満了の60日前までに元の引受単位を通じて審査許可機関に機関の延長を申請することができる(常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則第16条)。